

## < 子どもの権利条約 >

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、国際人権規約（第21回国連総会で採択・1976年発効）が定める基本的人権について、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説されています。

1989年第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は、1994年に批准しました。

### 4つの柱

#### ◆生きる権利

子どもは命の安全を保護され、大人や社会から豊かな愛情を受けて健康的に育つ権利があります。

#### ◆育つ権利

子どもは、教育を受け、休息や遊びの恵まれた環境によって、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができます。

#### ◆守られる権利

社会的に弱い立場にある子どもは、保護される権利があります。子どもが虐待されたり、親から子育てを放棄されたりしたときは、子どもを守る義務があります。

#### ◆参加する権利

子どもは自分の考えを発表したり、仲間を集めて自由に活動する権利があります。自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったりすることで、子どもは集団生活でのルールを知り、社会の中で成長する自分を感じられます。

#### 【参考文献】

冊子：「知っていますか？ 生活の中の子どもの権利」  
「子どもの権利条約」を知ることがあなたの子どもを幸せに



企画・制作「こどもがまんなか PROJECT」推進委員会  
全日本私立幼稚園連合会 公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構  
全日本私立幼稚園 PTA 連合会

## 【資料1】（「大阪市教育振興基本計画」平成25年3月 幼児教育関連箇所抜粋）

### 第3 改革に向けた施策の内容

#### 1 カリキュラム改革

- 幼児期から義務教育修了までに、基本的な道徳心・規範意識を培います。

道徳教育において、自由と規範意識や権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性をはぐくみます。

具体的には、幼児期から小・中学校を通じた義務教育修了までの期間に、基本的な道徳心・規範意識を培い、例えば、「人に親切にする」、「嘘をつかない」、「法を犯さない（ルールを守る）」、「勉強する」など、社会で生きる上で身に付けておかなければならない普遍的な事柄についても明確化して繰り返し指導します。

- 新たな幼児教育カリキュラムを編成・実施します

幼児期は、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期です。

ところが近年、子どもが幼児期においても身に付けておくべき自制心や規範意識が不足し、基本的な生活習慣が定着していないなどの課題が指摘されています。それに伴い、小学校に入学した直後に「教員の話を聞かない」、「授業中座っていられない」などの状態が続いて授業が成立しないといふいわゆる「小1プロブレム」が全国的な問題となっています。

そこで、基本的な生活習慣と道徳性の芽生えを培い、規範意識を育てることを重点に、幼児教育において、「やるべきこと」や「やってはいけないこと」など、普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することや、知（学ぶ意欲）・徳（規律）・体（体力の向上）をバランス良くはぐくむことを重視したカリキュラムを幼稚園と保育所が合同で研究・開発します。また、小学校との組織的な連携を深めることにより、幼児教育における取組の充実を図ります。

25年度	26年度	27年度
幼保合同研究協議会を設置し、規範と知・徳・体を重視したカリキュラムを協議・編成	編成したカリキュラムを市立の幼稚園・保育所で試行・検証	市内の幼稚園・保育所にカリキュラムを周知

## 【資料2】(幼児教育の改革のための基本的な考え方)

### 幼児教育の改革のための基本的な考え方

大阪市教育委員会

「大阪市教育振興基本計画」(平成25年3月改訂)に基づき、大阪市の幼児教育を改革するための基本的な考え方を以下の通り定め、新たな幼児教育カリキュラムを編成・実施するなど、幼児教育の充実を図る。

#### 1. 幼児教育の改革の基本的な考え方について

「大阪市教育振興基本計画」は、全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うようになることをめざしているが、その目標を達成する上で、幼児教育は極めて重要である。したがって、大阪市における幼児教育の充実を図るため、以下の基本的な考え方に基づき、改革を推進していくこととする。

##### (1) 効果が生涯にわたる幼児期の教育の可能性を最大限に活かす

幼児期は、生涯にわたり自己実現を目指し、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期である。このため、幼児期の発達の特性に即して、幼児教育の可能性を最大限活かす取組を推進することが必要である。

幼児教育は、脳科学の分野で、その重要性を示す研究結果がある。また、大きな経済的・社会的効果を有するとの研究成果も数多くある。例えば、ノーベル経済学賞受賞者ジェームズ・ヘックマンによると、良質の幼児教育を受けた子どもには、「学びが更なる学び」を促す好循環が見られ、就学前、学校、大学、成人の各段階の教育の投資効果を比べると、就学前教育が最も高いという。このことは、先進諸国の政策責任者・専門家等が一堂に会して平成24年1月に開催された「ノルウェー／OECD就学前教育・保育ハイレベル円卓会議」においても紹介されている。

そのような科学的知見は、大都市における経済格差を背景として学力・生活指導等をめぐる教育的課題を抱える大阪市にとっても、重要な示唆を与えるものと考えられる。

本市として、幼児教育に対する取組を強化し、幼児教育が持つ潜在的な可能性を顕在化させ、義務教育以降の学力の向上及び人格の形成などに繋げることが求められる。

##### (2) エビデンス(科学的根拠)に基づき、新カリキュラムを開発する

最新の脳科学研究では、認知の発達や学習のための感受性が豊かな時期は、4歳以前に集中している部分が大きいとも言われる。幼児期にどのような活動や働きかけを行えば言語力の育成に繋がるかといった、科学的知見を踏まえたカリキュラムやそうした知見を理解した教職員・保育士が教育・保育に当たることが、子どもの知性や社会性の発達に効果的である

ことが知られるようになっている。国際的にも、幼児教育・保育において、言語・数その他の認知的能力を刺激するとともに、自制心等の社会的・情緒的スキルを発達させるためには、構造化されたカリキュラムに基づく学習活動のデザインが必要であるとの認識が一般的になっている。

こうした流れに沿って、O E C Dは、日本政府に対する提言（2010年）において、幼児教育・保育から小学校教育へのスムーズな移行が必要であり、幼児教育・保育において基礎的なスキルを身に付けることにより、小学校入学と同時に効果的に学習できるとし、小1 プロブレムの解消にも繋がると助言している。

本市の新たな幼児教育カリキュラムは、以上のようなエビデンスに基づいて開発する必要がある。

### （3）幼稚園・保育所等の種別や設置形態を問わず、良質の幼児教育を提供する

本市の全ての幼児を対象として、質の高い幼児教育の機会を提供し、実際に享受できるようすることは、大阪市が目指すべき重要な行政目標である。その教育の質や機会は、幼稚園・保育所・認定こども園という機関の種別や市・学校法人・社会福祉法人等の設置者の別を問わず、あまねく保障すべきものである。

このため、大阪市教育委員会は、大阪市及び大阪府の関係行政機関並びに幼稚園・保育所等及びそれらの設置者その他の関係機関と連携協力し、エビデンスに基づく新たな幼児教育カリキュラムの開発・普及に努め、大阪市の幼児教育の改革を推進することとする。

## 2. 新たな幼児教育カリキュラムのあり方について

社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等を踏まえ、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り開く力を備える基礎を培うことは、幼児期にとっても重要である。

ところが、近年、子どもが幼児期においても身に付けておくべき自制心や規範意識が不足し、基本的な生活習慣が定着していないなどの課題が指摘されている。それに伴い、小学校に入った直後に「教員の話を聞かない」、「授業中座っていられない」などの状態が続いて授業が成立しないといふいわゆる「小1 プロブレム」が全国的な問題となっている。

そこで、基本的な生活習慣と道徳性の芽生えを培い、規範意識を育てることを重点に、幼児教育において、「やるべきこと」や「やってはいけないこと」など、普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することや、知（学力と学ぶ意欲）・徳（規律と規範）・体（健康と体力の向上）をバランス良くはぐくむことを重視したカリキュラムを幼稚園と保育所が合同で研究・開発する。また、小学校との組織的な連携を深めることにより、義務教育以降における学力の向上に向けた基盤として、幼児教育における知性の涵養の取組の充実を図る。

カリキュラム開発のスケジュールについては、まず平成25年度において、大阪市幼保合同研究協議会を設置し、私立及び市立の幼稚園及び保育所並びに大阪市教育委員会事務局及び大阪市こども青少年局の協議により、カリキュラムを開発・編成する。次いで26年度に、編成し

たカリキュラムを市立の幼稚園・保育所及び幼保合同研究協議会に参加している私立幼稚園等のモデル園において試行し、その効果・課題等を検証する。そして、27年度には、私立を含む市内の全幼稚園・保育所に新カリキュラムを周知し、普及を図るものとする。これにより、幼児教育の「大阪スタンダード」の確立を期す。

以上を踏まえ、新たな幼児教育カリキュラムは、以下の原則に沿って、編成・実施することとする。

#### (1) エビデンスに基づくカリキュラムの開発と編成に向けて

新たな幼児教育カリキュラムの編成に当たっては、大阪市幼保合同研究協議会において、大阪市の幼児教育事情をまず正確に把握した上で、大阪市内の私立及び市立の幼稚園及び保育所がそれぞれの優れた実践事例（グッド・プラクティス）を持ち寄るとともに、全国各地のグッド・プラクティスを紹介することにより、相互の学び合いを組織化する。

また、海外の先進事例や最新の研究成果等にも学び、最先端の科学的知見すなわちエビデンスに基づく幼児教育カリキュラムを新たに開発・編成することが肝要である。そのためには、海外の研究成果や先進事例に関する情報を収集・分析することが必要であり、このための調査研究を大阪市幼保合同研究協議会において進めることとする。

大阪市の幼児教育カリキュラムを開発・編成するに当たって、国の法令及び幼稚園教育要領・保育所保育指針を遵守することは当然のことであるが、例えば、私立幼稚園の教育が法令等の範囲内で極めて多様な特色を持って展開されていることからも分かる通り、柔軟に新カリキュラムを編成・実施する創意工夫の余地は極めて広く、前例に捉われず十二分に検討を重ねることとする。

#### (2) 学習への誘導を重視し、学習活動をデザインする

- ① 幼児の学習への誘導を重視し、幼稚園教諭・保育士（以下、両者を合わせて「指導者」という。）の意図的な教育的働きかけを、幼児教育カリキュラムに必須の構成要素とする。

幼児期は、主体的に周囲の環境と関わる直接体験を中心として、発達課題に取り組み、学んでいく時期である。その際、指導者は、幼児の主体性を尊重し、見守り援助することが大切である。

しかしながら、指導者は見守り援助するだけで、あとは子ども同士の自由な遊びや環境を通して体験に委ね、自然な発達に任せればよいというものではない。例えば、幼児が関心を示す事物を通して言語力など知性の基礎をはぐくむ学びを楽しませる、欲求のままにふるまわない自制心を身に付けさせるために駄目なものは駄目と指導する、外遊びの嫌いな幼児をも体を動かす遊びに誘導するなど、幼児が自ら関心を持って取り組む指導が必要である。

一時使われていた自由遊びという言い方の保育形態や自由保育の理念が浸透するとともに、幼児教育は環境を通して行う教育だから、保育者の役割は援助にとどまるべきであると

といった言説に由来する誤解が、実際には自由というよりも放任に近い状態を幼児教育・保育の現場にもたらしていた場合があった。幼児の自発的・主体的な活動の重要性を強調するがあまり、教育的指導が欠如することのないよう、指導者はしっかりと働きかけを行うことが必要である。

- ② 知性、道徳心・社会性、体力の基礎を培うため、幼児に適した学習活動を設計（デザイン）する。

海外の科学的知見によれば、良質の幼児教育は、大人による意図的な学習への誘導と子どもの自主的な活動の組合せから成る学習活動が設計されているとされる。

こうした学習活動を設計し、実施することは、最終的には個々の幼稚園・保育所の方針・体制及び職員の専門性に基づく現場の実践にかかっているが、エビデンスに基づくモデル・カリキュラムの普及によって一定の水準・質を確保し、各園等がそれを上回る特色を出せるようにすることは、行政の重要な責務である。

### （3）知・徳・体をバランス良くはぐくむ

最新の脳科学研究を含む科学的知見によれば、情緒的・社会的発達のみならず、知的発達にとっても、幼児期は一生を左右するほどの重要性をもっていることが分かってきた。

義務教育以降の学力向上に向け、幼児教育における知性の涵養の取組が求められる。また、幼児期は、運動機能が急速に発達し、多様な動きを身に付けやすい時期であると言われている。体を動かす遊び等によって体力・健康の基礎を培うことが極めて重要である。

これらのこと踏まえ、本市が新たに開発する幼児教育カリキュラムは、知・徳・体をバランス良くはぐくむことを重視したものとする。

- ① 知性の基盤となる言語力と数を含む概念や空間認識を育成する。

幼少期における大人（保護者、保育者等）との言語コミュニケーション環境が、その後の情緒的・社会的成長と基礎学力獲得にとって決定的に重要であることが分かっている。幼児期における言語や概念の獲得は、人間らしい知性の発達の基盤である。また、大人との豊かな言語コミュニケーションの体験が、社会性の発達にとっても不可欠である。家庭における言語コミュニケーション環境の差が学業達成の差をもたらす一因となる一方、幼児教育・保育がその格差を縮小する方向で機能し得るとの研究成果がある。

「遊びが学び」という言説を表面的に実践するだけではなく、科学的知見に基づく教育が必要である。抽象的な概念だけを使って知識の詰め込みを試みたりするのではなく、遊び等を通じた実体験と言語・概念の関連性を持たせた学習活動を展開することが肝要である。

幼児期にふさわしい知育を生活に組み入れることが重要である。また、幼児間の言語コミュニケーションも重要であるが、指導者の役割として、幼児に指導者との言語コミュニケーションの機会を与えることが大切であることを認識する必要がある。

したがって、本市が新たに開発する幼児教育カリキュラムにおいては、言語及び数を含む概

念並びに空間認識の獲得をはじめ、知性の基礎の育成を図るため、指導者等の大人による積極的な言語コミュニケーションへの誘導や働きかけを重視することとする。指導者が絵本をはじめとする適切な教材・教具も積極的に使用しながら、豊かな言語コミュニケーション活動の展開を意図的にデザインできるよう、言語力を育成する学習活動を具体的・明示的に組み込んだカリキュラムとする。

② 自尊心・自己規律をはぐくみ、普遍的な規範を明確化して指導する。

知性の涵養と同様に重要なのは、自尊心や自己規律である。自尊心にとって大切なのは、親や大人に大切にされているという感情であり、ちょっとしたことでも何かを成し遂げる経験の積み重ねで培われる自信である。海外の科学的知見によれば、何かに集中して取り組む習慣、目標に向けた継続的な努力、人の話に傾聴する姿勢、物事を整理したり片づけたりする、等々の自己規律は、後の学業達成や職業生活・社会生活にとって、知能に劣らず重要であると言われる。こうした自己規律は、自発性・自主性に任せているだけでは育たず、意図的に指導していくことで身に付くものである。この面でも、幼児の学習にとって大人の意図的な教育的働きかけが不可欠であり、子ども同士で遊ぶだけで、自然と自己規律や自制心が身に付くというものではない。

幼稚園・保育所等において、規律が軽視されている場合、小学校において小1プロブレムに繋がっているとの指摘もある。例えば、好きなことだけしかやろうとしない、じっとしていられず歩き回る、他の子どもの迷惑を顧みない、何かに集中できない、行動が長続きしない、等々の現象が見られる。

子ども同士の葛藤や衝突の中で、幼児は決まりの大切さや思いやりの心に自ら気づき学んでいくという面もあるが、指導者が傍観しているだけでは規範や道徳性の芽生えをはぐくむべきこの機会に、逆に芽を摘むことにもなりかねない。ときには、駄目なものは駄目と厳しく指導することも必要である。そうした適時適切な指導を十分することが、就学後のいじめや暴力の抑止にも繋がり得る。

本市の新たな幼児教育カリキュラムにおいては、幼児の自尊心・自己規律をはぐくむための保育者の教育的働きかけを重視するとともに、規範意識を育てるため、「やらなければいけないこと」や「やってはいけないこと」などを具体化し、普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することを求めるものとする。

### 3. 新たな幼児教育を支える条件整備について

大阪市の幼児教育の質を向上し、良質の教育・保育の機会を全市の全ての子どもたちが享受できるようにするために、新たな幼児教育カリキュラムの編成・実施にとどまらず、本市の行政の総力を挙げて、以下のような条件整備を図っていく必要があり、教育委員会は、市長と連携協力しつつ、その責務を果たしていくことに努める。

#### (1) 幼児教育の質向上のための予算確保に努める

市立幼稚園の民営化を含む本市の幼児教育に関する施策を展開していく中で、幼稚園・保

育所という機関種別や市立・私立という設置者の別にかかわらず、全市の全ての幼児のための教育・保育の質の向上のための財源の確保を図ることが肝要である。

中長期的には、民営化により生みだされる財源を活用し、幼児教育の充実に充てる施策や具体的な事業を掲げることが望ましい。

当面、市立幼稚園の民営化の進展に伴い、将来、本市の財政負担が軽減されることを見込んで、本市の幼児教育の質的な充実のために先取りして予算を確保することが望ましい。また、国においては、幼児教育の無償化に向けた検討が行われることから、その検討状況を含む国の政策動向も注視する必要がある。

## (2) 幼児教育の質を保証し向上させる機能を構築する

幼稚園や保育所等の意見を聴きながら、教育委員会と市長が連携して、本市の幼児教育の質を保証し向上させる仕組みを構築する。これにより、新たな幼児教育カリキュラムの開発・普及と相俟って、幼児教育の「大阪スタンダード」の確立を期す。

幼児教育・保育の質保証・向上を担う組織として、「幼児教育改革センター」(仮称)の機能の検討を早急に行い、可能なことから着手する。

同センターでは、幼児教育に関する最新の科学的知見や海外の先端的な制度・カリキュラム・教育実践等に詳しい専門家（外部人材）の積極的な活用を図る。

同センターの機能として、「評価・情報提供」、「カリキュラム開発支援」、「教職員資質向上支援」の3つの機能を担うことが考えられる。

また、大阪市の幼児教育施策を実践・検証する場として、平成27年度以降、「パイロット園」(仮称)を指定することとする。

上述の「幼児教育改革センター」(仮称)と「パイロット園」(仮称)とが相俟って、幼稚園教諭・保育士の専門職としての指導力を高めていくシステムを検討する。

本市の幼児教育の質の保証及び向上の仕組みは、以下の3つの機能を有機的に統合し、質保証・向上機能を構成するものとして検討する。

### ① 評価・情報提供機能

幼児教育及び保育並びに関連サービスの質・水準に関するデータの収集・分析及び公表を行う機能を構築することにより、保護者が幼稚園・保育所等を選択する上での参考になる情報を提供する必要がある。併せて、保護者等を対象とした、幼児教育や子育てに関する講演会などを開催していくことも想定される。

### ② カリキュラム開発支援機能

幼児教育カリキュラムの開発・改善、小学校への接続や障がいのある幼児等特別に配慮の必要な幼児の対応、家庭支援など、就学前教育の今日的な課題について、調査・研究を行うとともに、個々の幼稚園及び保育所等に対し、専門的な助言を行う専門家チームを編

成することとする。

また、「パイロット園」（仮称）は、上記専門家チームの助言を受けながら、幼児の実態に基づく課題の把握と、実践・検証を行うものとする。

## ② カリキュラム開発支援機能

幼児教育カリキュラムの開発・改善、小学校への接続や障がいのある幼児等特別に配慮の必要な幼児の対応、家庭支援など、就学前教育の今日的な課題について、調査・研究を行うとともに、個々の幼稚園及び保育所等に対し、専門的な助言を行う専門家チームを編成することとする。

また、「パイロット園」（仮称）は、上記専門家チームの助言を受けながら、幼児の実態に基づく課題の把握と、実践・検証を行うものとする。

## ③ 教職員資質向上支援機能

「幼児教育改革センター」（仮称）においては、新規採用者を含む幼稚園教諭等に対し、経験年数に応じた研修や障がいのある幼児等特別に配慮の必要な幼児への対応や今日的課題等スキルアップのための研修の支援などを推進する。また、「パイロット園」（仮称）において専門機関との連携のもと、教職員の資質向上を推進するための実践的な研修や実践を行う。また、上記専門家チームは、教職員や保育士など幼児教育関係者からの相談に対応する。

限られた財源の中で効果的・効率的に教職員の資質向上を支援するためには、本市全体の幼稚園教諭・保育士のリーダーとして、手本となる優れた実践例（グッド・プラクティス）を普及できる人材を育成し、活用する必要がある。このため、特に専門性と知見の豊かな幼稚園教諭・保育士の研修の講師としての活用など、特定の幼稚園・保育所だけではなく、大阪市全体の幼児教育・保育に貢献する仕組みを検討する。

## （3）幼児教育の機会を公平に提供する制度を構築する

本市の全ての幼児を対象として、質の高い幼児教育の機会を提供し、享受できるようにする。その教育の質や機会は、幼稚園・保育所・認定こども園という機関の種別や市・学校法人・社会福祉法人・株式会社等の設置者の別を問わず、あまねく保障すべきものである。また、科学的知見によれば後年の人格形成や学力獲得にとって極めて重要とされる3歳児未満の育ちについても、教育・保育の質の向上に努める必要がある。このため、市長や関係団体等と連携協力して、以下の施策を講じる。

市立幼稚園の民営化によって確保される財源を活用し、幼児教育の質と水準の向上のための大阪市独自の取組を行い、良質な幼児教育の機会を機関の種別や設置者の別にかかわらず公平に提供するとともに、効果的・効率的に教育の質を高めることとする。

民営化に当たっては、障がいのある幼児等特別に配慮の必要な幼児を行政の役割として私立幼稚園又は保育所に受け入れるための条件整備を行うとともに、そうした幼児及び保護者

が必要とする支援を提供していく必要がある。

具体的には行政の役割として、以上のような幼児及び保護者を受け入れられるよう、上記「幼児教育改革センター」（仮称）を中心とした、支援に必要なスキルを身に付けるための職員研修や相談体制の整備について、検討していくこととする。

また、特別支援教育に要する経費に対する補助金等支援のあり方について検討するとともに、民間移管する園においては、法人から提案された内容が履行されているか検証する必要があり、移行期においては、障がいのある幼児等特別に配慮の必要な幼児の継続した受け入れなど、運営状況等を本市においても把握し、必要に応じて助言・指導する仕組みを構築すべきである。

これまで述べた通り、幼児教育の重要性に鑑み、教育委員会は市長と連携して、幼児教育・保育の質の向上を図っていくこととする。

平成 25 年 9 月 3 日策定

## 関連法令・書籍等

### 関連法令等

- 子どもの権利条約
- 教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）
- 学校教育法（平成 28 年 6 月 3 日法律第 61 号）
- 食育基本法（平成 27 年 9 月 11 日法律第 63 号）
- 幼稚園教育要領（文部科学省 平成 29 年 3 月告示）・解説
- 保育所保育指針（厚生労働省 平成 29 年 3 月告示）・解説
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府文部科学省厚生労働省 平成 29 年 3 月告示）
- 小学校学習指導要領（文部科学省 平成 29 年 3 月告示）
- 大阪市教育振興基本計画（大阪市 平成 25 年 3 月改訂 平成 29 年 3 月改訂）
- 大阪市保育計画（大阪市健康福祉局児童施策部児童指導課 平成 16 年）
- 第 2 次大阪市食育推進計画（大阪市 平成 25 年 3 月）
- 大阪市こども・子育て支援計画（大阪市 平成 27 年 3 月）

### 関連書籍・刊行物等

- 幼児期運動指針  
(文部科学省 幼児期運動指針策定委員会 平成 24 年 3 月)
- 幼児期から児童期への教育  
(国立教育政策研究所教育課程研究センター 平成 17 年 2 月)
- 幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集  
(文部科学省 平成 13 年 3 月)
- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）  
(幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議 平成 22 年 11 月)
- できた！わかった！たのしいよ！  
(大阪市こども青少年局子育て支援部保育所運営課 平成 24 年 3 月)
- できた！わかった！たのしいよ！パート 2  
(大阪市こども青少年局保育施策部保育所運営課 平成 27 年 3 月)
- 世界を拓くなにわっ子 一大阪市立幼稚園参考教育課程一  
(大阪市立幼稚園教育研究会 平成 19 年 2 月)
- 研究集録  
(大阪市立幼稚園教育研究会)
- 研究会年間のまとめ  
(保育企画課保育施策部・大阪市保育・幼児教育センター)
- 世界の教育改革 一OECD 教育政策分析－ 2  
(OECD 編著／御園生純 監修 稲川英嗣 川崎陽子 小杉夏子 高橋聰 訳 平成 18 年 6 月)
- 知っていますか？生活の中の子どもの権利  
(「こどもがまんなか PROJECT」推進委員会 平成 25 年 6 月)
- 子どもが賢くなる 75 の方法  
(幼児教育実践研究所代表 久野泰可 平成 26 年 1 月)
- 子どもたちとつくりだす道徳的なクラス  
(リタ デブリーズ・ベティ ザン著／橋本祐子 玉置哲淳 加藤泰彦 訳 平成 14 年 4 月)

## 就学前教育カリキュラム改訂委員会設置要綱

### (目的)

第1条 平成29年3月に改訂された大阪市教育振興基本計画に基づき、大阪市における「全ての基礎となる幼児教育の普及と質の向上」を図るために、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえ、就学前教育カリキュラム（平成27年7月策定）を協議・改訂するために、就学前教育カリキュラム改訂委員会を設置する。（以下「委員会」という。）

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、保育・幼児教育センター所長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会事務局指導部初等教育担当課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長等の職務)

第3条 委員長は委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (委員会の開催)

第4条 就学前教育カリキュラム改訂委員会のもと委員会を開催することができる。

### (関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保育・幼児教育センター、教育委員会事務局指導部初等教育担当幼稚園教育グループにおいて処理する。

### (施行の細目)

第7条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この要綱は平成29年6月2日から施行する。

別表1 会議委員

<委 員 長> 保育・幼児教育センター 所長

<副 委 員 長> 教育委員会事務局 指導部 初等教育担当課長

<委 員> こども青少年局 保育施策部 保育所運営課長代理

大阪市立幼稚園長会

大阪市立幼稚園教育研究会

大阪市立小学校長会

大阪市小学校教育研究会

大阪市立幼稚園長・保育所長・保育所主任

大阪市私立幼稚園連合会 代表者

大阪市私立保育園副園長・主任

<庶 務> 保育・幼児教育センター

教育委員会事務局 指導部 初等教育担当幼稚園教育グループ

## 就学前教育カリキュラム改訂委員会実施報告

### 平成 29 年度 就学前教育カリキュラム改訂委員会

	開 催 日	議 題
第 1 回	平成 29 年 6 月 2 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・趣旨と目的について</li><li>・就学前教育カリキュラム改訂版の内容について</li><li>・作成委員について</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>
第 2 回	平成 30 年 1 月 15 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・本日までの経過について</li><li>・就学前教育カリキュラム改訂版(案)の内容報告</li><li>・改訂版(案)の内容の検討</li><li>・改訂版(案)の内容修正について</li></ul>
第 3 回	平 30 年 3 月 16 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・本日までの経過について</li><li>・就学前教育カリキュラム改訂版(案)について</li><li>・参考事例の作成について</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>

※適時、作成委員は作成部会を開き、改訂作業を行った。

### 平成 30 年度 就学前教育カリキュラム改訂委員会

	開 催 日	議 題
第 1 回	平成 30 年 5 月 14 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・趣旨と目的について</li><li>・昨年度までの経過について</li><li>・就学前教育カリキュラム改訂版(案)の試行・検証について</li><li>・参考事例の内容について</li><li>・今年度のスケジュールについて</li></ul>
第 2 回	平成 31 年 1 月 10 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・本日までの経過報告について</li><li>・就学前教育カリキュラム改訂版(案)の試行・検証結果</li><li>・就学前教育カリキュラム改訂版の内容説明</li><li>・改訂版内容確認</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>

※適時、作成委員は作成部会を開き、参考事例作成と就学前改訂作業を行った。

※パイロット園所において、就学前教育カリキュラム改訂版(案)の試行・検証を行った。

## 就学前教育カリキュラム改訂版 編集協力者

【平成 29 年度】

### 《改 訂 委 員》

委員長	阪口 正治	保育・幼児教育センター所長	
副委員長	高橋 年治	教育委員会事務局 指導部 初等教育担当課長	
委 員	友永 直子	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課長代理	※
	奥園 みどり	大阪市立味原幼稚園長 大阪市立幼稚園長会 会長	
	石川 順子	大阪市立五条幼稚園長 大阪市立幼稚園教育研究会 会長	
	川田 長嗣	学校法人川田学園 認定こども園 深江幼稚園 大阪市私立幼稚園連合会副会長	※
	岡部 宏明	学校法人岡部学園 西高殿若葉幼稚園長 大阪市私立幼稚園連合会研究部長	※
	中村 文	大阪市立林寺小学校長 大阪市立小学校長会 副会長	
	余川 恵子	大阪市立晴明丘南小学校長 大阪市小学校教育研究会 生活・総合部長	
	山根 章子	大阪市立姫島幼稚園長	
	満田 菜穂子	大阪市立西中島幼稚園長	
	由井 智子	大阪市立鯨江幼稚園長	
	小林 静香	大阪市立立葉幼稚園長	
	榎本 良衣	大阪市立野里幼稚園長	
	村井 美紀	大阪市立大和田幼稚園長	
	猪鹿倉さゆり	大阪市立旭東幼稚園長	
	畠山 美華	大阪市立長吉幼稚園長	
	横田 ゆかり	大阪市立六反幼稚園長	
	高橋 直子	大阪市立海老江保育所長	※
	早野 久美子	大阪市立阪南保育所長	※
	野本 福子	大阪市立中川保育所長	※
	馬木 香苗	大阪市立姫島保育所長	※
	東 富美子	大阪市立磯路保育所長	※
	佐々木 恵子	大阪市立毛馬保育所 主任	

委 員	杉山 裕子	大阪市立三国保育所 主任	
	岡 昌枝	大阪市立木川第1保育所 主任	
	豊田 久美子	大阪市立生江保育所 主任	
	遠茂谷 陽子	大阪市立大宮第1保育所 主任	
	新庄 民子	大阪市立鴫野保育所 主任	
	土丸谷 彩子	大阪市立住吉保育所 主任	
	長櫛 美穂	大阪市立浅香東保育所 主任	
	山口 育子	大阪市立加美第1保育所 主任	
	深堀 里美	大阪市立高見町保育所 主任	
	脇阪 真理子	大阪市立西保育所 主任	
	坂田 三恵	大阪市立浪速第5保育所 主任	
	中納 節代	大阪市立長橋第2保育所 主任	
	興梠 妙子	大阪市立松之宮保育所 主任	
	前田 美佐	大阪市立南津守保育所 主任	
	岩本 真弓	幼保連携型認定こども園都島児童センター 副園長	
	江田 徳子	社会福祉法人ユニバーサルケア ふじのもり保育園 副園長	
	笠置 美穂	社会福祉法人マナ会 みつばさ保育園 主任	
	小野 恵子	社会福祉法人松福会 キッズコート平野東保育園 主任	
	広瀬 妙子	社会福祉法人和修会 大阪市立下新庄保育所 主任	
	坪田 垣由美	社会福祉法人麦の穂 海西ひばりこども園 リーダー	
庶 務	田村 綾子	保育・幼児教育センター 副所長	
	米田 敏子	保育・幼児教育センター 研修・企画担当課長代理	※
	畠 邦子	教育委員会事務局 指導部 総括指導主事 兼 保育・幼児教育センター担当係長	※
	谷本 弥生	同 上	※
	藤岡 裕子	同 上	※
	湊 健次	教育委員会事務局 指導部 指導主事	※
	永谷 小百合	保育・幼児教育センター担当係長	※
	入口 知子	保育・幼児教育センター担当係長	※

※ 「就学前教育ワーキング」メンバーを兼任

【平成 30 年度】

《改 訂 委 員》

委員長	阪口 正治	保育・幼児教育センター所長	
副委員長	弘 元 介	教育委員会事務局 指導部 初等教育担当課長	
委 員	阪口 順子	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課長代理	※
	井谷 正美	大阪市立愛珠幼稚園長 大阪市立幼稚園長会 会長	
	石川 順子	大阪市立菅南幼稚園長 大阪市立幼稚園教育研究会 会長	
	枝 元 哲	大阪市立内代小学校 大阪市立小学校長会 副会長	
	余川 恒子	大阪市立晴明丘南小学校長 大阪市小学校教育研究会 生活・総合部長	
	辰巳 正信	学校法人たみ学園 ながいけ認定こども園長 大阪市私立幼稚園連合会副会長	
	岡部 宏明	学校法人岡部学園 西高殿若葉幼稚園長 大阪市私立幼稚園連合会研究部長	
	山根 章子	大阪市立大江幼稚園長	
	満田 菜穂子	大阪市立西中島幼稚園長	
	由井 智子	大阪市立鯨江幼稚園長	
	小林 静香	大阪市立姫島幼稚園長	
	榎本 良衣	大阪市立野里幼稚園長	
	村井 美紀	大阪市立大和田幼稚園長	
	猪鹿倉さゆり	大阪市立旭東幼稚園長	
	畠山 美華	大阪市立長吉幼稚園長	
	横田 ゆかり	大阪市立六反幼稚園長	
	早野 久美子	大阪市立阪南保育所長	
	野本 福子	大阪市立鳴野保育所長	
	岡 昌枝	大阪市立木川第1保育所 副所長	
	遠茂谷 陽子	大阪市立高松保育所 副所長	
	脇阪 真理子	大阪市立西保育所 副所長	
	興梠 妙子	大阪市立千本保育所 副所長	
	佐々木 恵子	大阪市立毛馬保育所 主任	
	杉山 裕子	大阪市立三国保育所 主任	
	滝井 康代	大阪市立生江保育所 主任	

委 員	新庄 民子	大阪市立鳴野保育所 主 任	
	赤木 京子	大阪市立浅香東保育所 主 任	
	山口 育子	大阪市立加美第1保育所 主 任	
	土丸谷 彩子	大阪市立北津守保育所 主 任	
	深堀 里美	大阪市立高見町保育所 主 任	
	坂田 三恵	大阪市立浪速第5保育所 主 任	
	中納 節代	大阪市立長橋第2保育所 主 任	
	前田 美佐	大阪市立南津守保育所 主 任	
	岩本 真弓	幼保連携型認定こども園都島児童センター 副園長	
	江田 徳子	社会福祉法人ユニーバーサルケア ふじのもり保育園 副園長	
	笠置 美穂	社会福祉法人マナ会 みつばさ保育園 主任	
	小野 恵子	社会福祉法人松福会 キッズコート平野東保育園 主任	
	広瀬 妙子	社会福祉法人和修会 大阪市立下新庄保育所 主任	
	坪田 亜由美	社会福祉法人麦の穂 海西ひばりこども園 リーダー	
庶 務	田村 綾子	保育・幼児教育センター 副所長	
	浜崎 朋子	保育・幼児教育センター 研修・企画担当課長代理	※
	谷本 弥生	教育委員会事務局 指導部 総括指導主事 兼 保育・幼児教育センター担当係長	※
	藤岡 裕子	同 上	※
	堤 賴子	同 上	※
	湊 健次	教育委員会事務局 指導部 指導主事	※
	永谷 小百合	保育・幼児教育センター担当係長	※
	入口 知子	保育・幼児教育センター担当係長	※

※ 「就学前教育ワーキング」メンバーを兼任

### 《就学前教育ワーキング》

#### 《幼稚園》

★パイラット園所

大阪市立北中道幼稚園長	福井 千智
大阪市立三軒家西幼稚園長	柳澤 靜子
★大阪市立九条幼稚園長	三木 三江
★大阪市立今里幼稚園長	金田 有希子

★大阪市立玉造幼稚園長	梶川 景子
★大阪市立玉出幼稚園長	岩瀬 直美
★学校法人朝陽学院 朝陽幼稚園長	井 崎 昇
学校法人岡部学園 西高殿若葉幼稚園長	岡部 宏明
学校法人たつみ学園 ながいけ認定こども園長	辰巳 正信
学校法人大宮学園 大宮幼稚園 主任	寺西 絵美

### 《保育所》

こども青少年局 保育施策部保育所運営課 ブロック運営担当課長代理 兼 担当係長 大阪市立西保育所長	豊福 千恵
★大阪市立姫島保育所 こども青少年局 保育施策部 保育所運営課担当係長	馬木 香苗
★大阪市立磯路保育所長 こども青少年局 保育施策部 保育所運営課担当係長	東 富美子
★大阪市立豊里第1保育所長 こども青少年局 保育施策部 保育所運営課担当係長	藤原 七重
★社会福祉法人麦の穂 ひばり保育園長	角上 美恵子
★社会福祉法人マナ会 みつばさ保育園長	迫 佐恵子
社会福祉法人都島友の会 都島友渕乳児保育センター 園長	吉本 希
社会福祉法人なみはや福祉会 平野西保育所長	阿形 千景

### 【 パイロット園所の実践に関わっていただいた講師の方々 】(五十音順)

河元 恵美子	大阪芸術大学短期大学部特任教授 (学校法人 朝陽学院 朝陽幼稚園)
栗山 誠	関西学院大学教授 (大阪市立玉出幼稚園)
ト田 真一郎	常磐会短期大学教授 (社会福祉法人 麦の穂 ひばり保育園・社会福祉法人 マナ会 みつばさ保育園)
墨村 充子	大阪大谷大学特任教授 (大阪市立玉造幼稚園)
長瀬 美子	大阪大谷大学教授 (大阪市立九条幼稚園)
吉岡 真知子	東大阪大学・同短期大学 学長代行 副学長 教授 (大阪市立今里幼稚園・大阪市立姫島保育所・大阪市立磯路保育所・大阪市立豊里第1保育所)

### 【改訂版全体に関わってご指導いただいた方々】

戸田 有一	大阪教育大学教育学部教授
久野 泰可	大阪市特別参与 (株式会社幼児教育実践研究所こぐま会代表)
吉岡 真知子	大阪市特別参与 (東大阪大学・同短期大学 学長代行 副学長 教授)





